

第 1 5 7 7 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成31年 4 月25日
自	13時30分
至	15時20分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—公開—

(議決事項)

第1号 永年勤続教職員表彰規程の一部改正について(総務課)

第2号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について(総務課)

——以上、原案のとおり議決

(承認事項)

第1号 令和2年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について(学校企画課)

——原案のとおり承認

(報告事項)

第1号 教職員の人事権をめぐる問題について(学校企画課)

第2号 平成31年3月県立高校卒業者の就職内定状況及び平成31年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況について(教育指導課・特別支援教育課)

第3号 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査について(教育指導課)

第4号 平成31年度全国学力・学習状況調査について(教育指導課)

第5号 島根県生徒指導審議会委員の委嘱について(教育指導課)

第6号 平成31年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)文部科学大臣表彰について(教育指導課・社会教育課)

——以上、原案のとおり了承

—非公開—

(報告事項)

第7号 2019年春の叙勲内示について(総務課)

——原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員

2 欠席者

藤田委員

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

佐藤教育監	全議題
石原教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
丹羽野参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
佐藤教育次長	公開議題
安食総務課長	全議題
小村総務課上席調整監	公開議題
米山教育施設課長	公開議題
佐川教育施設課管理監	公開議題
福島特別支援教育課上席調整監	公開議題
木原学校企画課長	公開議題
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題
江角地域教育推進室長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
原保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
平野福利課長	公開議題
山崎教育センター教育企画部長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

田原総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
山崎総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

公 開	議決事項	2 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	6 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	真田委員	

議決第1号 永年勤続教職員表彰規程の一部改正について（総務課）

○安食総務課長 この表彰は、永年勤続教職員表彰規程第1条に規定しているとおり、永年にわたり職務に精励した教職員を表彰することでその功労に報い、本県教育の振興に資することを目的としている。表彰の対象者は、表彰を受ける年度において教職員としての勤続年数が30年に達する者、又は31年以上でまだ表彰を受けていない者などとなっている。

これらの勤続年数の算定においては、改正前の表彰規程第4条第2項の規定により、職員として在職していた期間のうち休職期間がある場合は、その期間の2分の1を勤続年数から除算することになっている。

今回の一部改正は、教職員のすべての在職期間における功労に報いることとするため、また、表彰対象者の選定事務の簡素化を図るため、勤続年数の算定方法に当たり2分の1除算を行わないこととし、第4条第2項の規定を削るものである。

なお、知事部局の職員を対象とする総務部人事課所管の永年勤続表彰においても、休職期間の除算に関しては平成21年度に既に廃止されている。

最後に施行日だが、公布の日としている。

———原案のとおり議決

議決第2号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）

○安食総務課長 このたび改正しようとする規則は、市町村立学校の教職員の初任給等の基準を定めたものである。初任給等の決定に当たっては、改正前の第3条の2の規定に基づき、その者が有する学歴免許等の資格に応じて決定することになっているが、その学歴免許等の資格区分を定めた表が別表3の学歴免許等資格区分表になる。

改正理由であるが、学校教育法の一部改正により、平成31年4月から新たに専門職大学及び専門職短期大学が開設されたことに伴う所要の規定の整理ということになる。教職員の給与制度については国家公務員の制度に準じているが、このたび、国家公務員の給与の基準を定めた人事院規則が改正されたので、国に準じて所要の改正を行うものである。

次に、改正内容だが、学歴免許等資格区分表の基準学歴区分の短大卒において規定されている3年制の短期大学である短大3卒、それから2年制の短大である短大2卒の学歴免許等の資格にそれぞれ専門職大学の修学年限3年の前期課程の修了、それから修学年限2年の前期課程の修了を追加するものである。

参考までに、このたび開設された専門職大学は、特定の職業のプロフェッショナルにな

るために必要な知識、理論、そして実践的なスキルの両方を身につけることができる大学とされていて、修業年限は4年であるが、4年間の課程を前期課程、後期課程に区分する学科を設けることが制度上可能となっている。

なお、関連して、人事委員会の規則である「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」及び「県立学校の教育職員の給与に関する規則」も同様の改正があり、4月19日に行われた人事委員会で議決をされている。

また、この規則の改正に当たっては、「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例」第25条の規定により、あらかじめ人事委員会と協議をすることになっているが、4月19日の人事委員会で同意を得ていることを申し添える。

最後に施行期日だが、公布の日としている。

———原案のとおり議決

承認第1号 令和2年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について（学校企画課）

○木原学校企画課長 この件については、2月21日開催の教育委員会会議において議決をいただき、2月22日にはアウトラインを公表している。最終的な試験実施要項の決定をこの会議で議決いただくことを考えていたが、今週末から10連休に入るため早目の周知が必要であること、それから、近年の志願者の減少傾向を考慮して早期に募集活動を開始する必要があったため、試験実施要項については教育長の臨時代理により決裁し4月19日に発表を行っている。本日は、教育長に対する事務の委任等に関する規則の規定に基づき、今回の会議に報告し承認を求めるものである。

まず、年号の表記である。改元は5月1日になっているので、現時点では平成と表記すべきだが、志願者に混乱を生じることを避けるために5月1日以降の年号はすべて令和で表記をしている。

次に実施方針であるが、こちらは2月に議決をいただいた内容そのままである。今回新たに決定した内容は、募集人数である。募集人数については、辞退職者数、再任用者数、小・中学校の学級数を基にした教員数や中学校、高等学校の教科別の教員数などの予測、それから小・中学校の統廃合の状況などを総合的に検討して算出している。

ここでは、最も大きな要素である退職者の動向との関連を中心に説明させていただく。

小学校については、今年度末の退職者は117名と見込まれていて、ここ数年100名を超え

る状況が続いている。今後もこのレベルの退職者数が見込まれている。そこで、今年度の定数の変動などの要素なども加味して、昨年度の110人と比較して30人必要人数が増加するという見込みのもと、積極的な採用を考えて20人増の130人ということにしている。また、内訳として、石見、隠岐地域の退職者数などを考慮して、地域限定採用を5名増の20人程度としている。

中学校については、今年度末の退職者が61名で、今後も退職者が増加すると見込まれている。そこで、昨年度よりも5人多い60人程度を予定している。積極的な人材確保を進めて、退職者の増加に備えたいと考えている。勤務地限定の採用については、各地域の教科別の退職者の状況を考慮した結果、昨年度と同程度の人数ということにしている。

高等学校については、今年度末の退職者は34名が見込まれていて、今後、まだ退職者はそれほど増えない状況である。だが、将来の退職者の増加を見越して、5人増の45人程度としている。

特別支援学校については、特別支援教育の専門性の確保と充実のために5人増の25人としている。

養護教諭については、基本的に1校1名の配置となるために、今後の退職者の動向や小・中学校の統廃合の見込みなども考慮して、昨年度よりも3人減の17人としている。

栄養教諭については、給食センターの統合が進んでいて積極的な採用は進めにくい状況であるが、今後の退職者の推移を考慮して平準的な採用計画を立て、1人としている。

このほか、障がいのある方を対象とした採用3人を加えて、全体としては昨年度よりも32人増とした281人程度の募集としている。

2月に議決をいただいた内容を確認しておくとして、他県現職教諭の受験者に対する特例措置については現職の受験者が毎年一定数、確保されてきているので、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えている。

選考に当たって考慮する事項だが、盲学校、聾学校、養護学校、特別支援学校教諭普通免許状所有者に対する考慮対象は、小・中学校と高等学校の全教科に広げている。特別支援学級の指導者や通級による指導者に対するニーズは高まっていて、採用の段階からも専門性の高い受験者を積極的に採用したいと考えているところである。

受験・採用上の配慮についても昨年から変更はないが、大学院への進学や海技士免許取得見込みの者に採用延期の期間を設けて、人材の確保を進めたいと考えている。

出願は10連休明けの5月7日からとしている。また、この要項に基づいて、県内での募

集活動を先週末から行っている。今後、連休中に東京、大阪、名古屋など各地で募集説明会を行い、広く周知する。あわせて、近畿、四国、九州の大学、現在27大学を予定しているが、訪問して積極的な募集活動を行いながら受験者の確保に努めたいと考えている。

○浦野委員 募集人数についてだが、例年、いわゆる補欠合格というか、プラスアルファで採るといふことはされていないとお聞きしているが、今年もその方向は変わらないか。

○木原学校企画課長 例年どおりの形で採用計画を進めたいと考えている。

○真田委員 来年度以降のことになると思うが、独自の特色ある教員採用として「小学校の中学校「数学」又は「理科」免許状所有者採用」が挙げられているが、小学校の英語活動なども入ってくるので、実際、どれぐらいの方がいるのかよく分からないが、英語の免許をここに記入するというか、英語の免許を持っている方も小学校で採用していくということを特色の一つとして検討していただければと思っている。

それから、出願手続で、郵送だけではなくホームページからも出願等ができるように、来年度以降、前向きに検討していただければと思った。

○木原学校企画課長 御指摘の点、こちらでも研究して対応できるところは検討していきたいと考えている。

○新田教育長 確かに出願の方法などはできるだけ選択肢を広げておくというのは、大きい効果が出るように思う。検討したいと思う。

○林委員 選考に当たって考慮する事項の中で、「ポルトガル語での日常会話等を理解し、口頭で表現できる程度の語学力を有していること」とあるが、これまでも募集はしているのか。

○木原学校企画課長 この点は昨年実施の教員採用試験から設けた点である。現場のニーズも考慮して、今年度も継続して考慮するというで設けている。

○林委員 昨年は、実際にこの事項に該当される方というのはいたのか。

○木原学校企画課長 内容そのものは公表していないが、受験していただいている状況はある。

○林委員 現在、出雲市、また大田市でも非常にポルトガル語を言語とされる方が大変増えている。その中で、やはり中学生や小学生、子どももそうだし、保護者の方も安心してというか、少しでも学校への安心感を抱く意味でも、先ほど27大学への募集訪問とかされるというお話があったが、この中でこのポルトガル語のことについても触れながら、少しでも募集をしていただければと思っている。

○出雲委員 試験日程が7月14日ということだが、これは例えば他県の試験日を考慮して調整されているのか。

○木原学校企画課長 特に近隣の県との日程調整は行っていない。それぞれが独自に試験日程を設定しているので、結果的に時期が接近したり、重なったりということはある。

○浦野委員 小さいことだが、「前年度第2次試験のすべてを受験した者への特例」ということで第1次試験の全免除があつて、要件に「前年度の第2次試験結果の段階が「A」で、国公立の学校に勤務する者」と「前年度試験と同一校種・職種に出願する者」が並列して書いてある。これが一つ一つの要件と思われてしまわないか。例えば、試験実施要項では①から③のすべてを満たす者というように書かれているので納得するが、この資料のように並列して書かれると、ぱっと見たときに、こういう人、こういう人という2つのパターンがあるように見えるのではないか。資料をよく読めば分かることかも知れないが、3つ全部満たさないといけないということか。

○木原学校企画課長 3つ全部満たさないといけない。この資料は、実際の試験実施要項を抜粋というか、集約した形で表記している。受験生には要項を見てもらいながら説明し、要項で確認してもらおう。

———原案のとおり承認

報告第1号 教職員の人事権をめぐる問題について（学校企画課）

○木原学校企画課長 昨日、4月24日に「教職員の人事権をめぐる問題」の検討全体会議を開催して、島根県教育委員会としての見解を示したので報告する。

まず、この会議の内容を報告する前に、この全体会議の冒頭で、教職員の働き方改革のための共同メッセージの採択を諮っている。会議では、全会一致で採択されたので、この件を先に報告する。

教職員の働き方改革のための共同メッセージ（案）について。教育の質の確保と向上のためには教職員の長時間勤務の是正は喫緊の課題であるという観点から、教職員の働き方改革の推進に取り組むということで今、進めている。この取組には、保護者、地域の皆様の御理解と御協力は不可欠なものと考え、今回、島根県教育委員会とすべての県内市町村の教育委員会が共同で保護者、地域の皆様に向けたメッセージを発信することを提案したものである。会議では、すべての市町村の教育委員会から賛同をいただき、採択をしている。今後、このメッセージを県内すべての公立学校を通じて、保護者の方や地域の皆さん

に届ける予定である。

「教職員の人事権をめぐる問題」の検討全体会議であるが、まず、この全体会議に至るまでの経過を説明する。

県教育委員会と市町村教育委員会からなる小委員会は、平成30年8月16日を第1回として今年3月までに3回行われ、その内容については随時この会議でも報告している。その審議の概要としては、「① 松江市から詳しい説明を受け、意見交換を行った。」「② 現行法制上、移譲には、事務処理特例条例を活用するしかないことを確認した。」「③ 松江市提案について、文部科学省に照会し、正式な回答を得た。」「④ 移譲する方向でも検討したが、移譲についての合意を得ることはできず平行線のままであった。」こういった形で推移してきた。

これを受けての昨日の全体会議を開催した。西ノ島町教育委員会の扇谷教育長は所用により欠席ということであった。

会の進行としては、始めに事務局から小委員会の報告書をもとに小委員会の検討状況を報告した。続いて、出席されたすべての市町村教育長からこの件について御発言いただいた。西ノ島町の扇谷教育長からは、事務局宛てにこの議題に関する意見を記載したコメントを頂いていたので会議の際に朗読をしている。

続いて、この会議の中で各市町村の教育長から示された意見だが、まず、松江市の主な意見として、他市町村から60項目以上の質問があり誠意を持って回答した。他市町村の反対理由には客観的な根拠が必ずしも明確ではないものがあつた。政令指定都市や大阪府豊能地区の実情の調査が不可欠だと考えている。ワーキング会議の設置を強く求めるという意見があつた。

出雲市の主な意見として、松江市が求めている任命権の移譲には反対しない。他市町村の理解を得ているという状況にはなく、実際のところ、これ以上、人事権の移譲は先に進まないのではないかという印象を持っているという意見があつた。

松江市、出雲市以外の主な意見としては、地元出身の教員が少ない中で、人事権移譲には同意できない。県全体として、教員の数と質の確保に懸念を持ち、それを払拭するだけのものが出来なかつた。県費負担教職員制度が島根県の教職員の確保に最適な制度である。人事権の移譲を求める理由として挙げられている「特色ある教育の実施」「郷土を愛する心の育成」等について、教員が地元出身でないと成り立たないというのは違うのではないかと。3回の小委員会において意見は平行線をたどっており、歩み寄り難しい状況で

ある。県教育委員会として、これらの状況を踏まえて、何らかの判断をすべき時期に来ている。このような御意見があった。

こうしたすべての市町村教育長からの意見を踏まえ、新田教育長から島根県教育委員会としての見解を述べて会議は終了している。

○新田教育長 続いて、教育長発言要旨ということで、先ほど学校企画課長から話があったように、昨日の人事権をめぐる問題の検討全体会議においてすべての市町村の教育長から御見解、お考えをお聞きした後、私から発言した内容である。昨日、会場で配付した資料と同じものをお配りしている。

先ほど、説明があったように、これまで小委員会を3回開催してきた。小委員会は、私と教育事務所長1名の県側2名、市の教育委員会から教育長4名、町村の教育委員会から教育長4名ということで合計10名である。教育長が小委員会に出席した8市町村以外にとっては、事実上、今回が初めての会議ということもあり、これまでの経緯等もおさらいの意味でしっかり、私の口から説明しようということで、大きな構成としては、小委員会開催の経緯、文部科学省への確認、そして県教育委員会の見解と今後に向けての県教育委員会の考え方という構成で説明したところである。一部、3月26日に開催したこの教育委員会会議において、第3回の小委員会の開催状況ということで御報告した内容とかなり重なる部分があるので要点だけ説明させていただければと思う。

まず、この小委員会では、松江市の提案内容について詳しい説明を受けてきた。教職員の人事権は、一般には4つの要素、権限で構成されていると言われている。「① 教職員の任命権」「② 学校の種類ごとの教職員定数の決定権」「③ 学級編制基準の決定権」、「④ 教職員の給与等の負担」。この4要素のうち、「④ 教職員の給与等の負担」を除く①から③までの権限を移譲してほしいといったことが松江市からの要望の骨子、柱である。

小委員会において、権限を移譲する方向でも検討を行うなど、3回にわたり協議を重ねてきたが、松江市の考えとそれ以外の市町村との間の考えでは合意に至ることができず、議論そのものも平行線の状況となってきた。

文部科学省からの回答は3月26日の教育委員会会議で報告しているので、詳細については省略させていただきたい。

続いて、島根県教育委員会の見解である。4つの構成要素のうちの松江市から要望があった3つの権限について、1つずつ解釈を加えたところである。

まず、「① 教職員の任命権」については、文部科学省から指摘いただいた次の2点を県教育委員会としては重く受けとめている。1点目としては、教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれないことである。この点について、県費負担教職員制度の趣旨・目的として文部科学省が公表している資料から抜粋した部分であるが、1つ目、市町村立小・中学校等の教職員は、市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図ること。2つ目、身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村を超えて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図ること。こういったことが制度の趣旨・目的というものに当たるものと解釈している。

2点目としては、先ほど学校企画課長から報告したように、すべての市町村の教育長から意見を伺った。文部科学省が言っている絶対反対ということがない状況で進めることが望ましいという見解と対比すると、各市町村教育長からの御発言は、絶対反対ということがない状態とは大きな隔たりのある状況であるという表現をしている。

次に、「② 学校の種類ごとの教職員定数の決定権」については、文部科学省から地教行法第41条第2項について言及があった。都道府県教育委員会が果たすべき特段の役割を規定しているものであり、条例による事務処理の特例制度を活用して市町村が処理することとすることはできないとの回答があった。法制度上、移譲することはできないということである。

続いて、「③ 学級編制基準の決定権」については、文部科学省から標準法第3条、4条及び第5条について、都道府県教育委員会の果たすべき特段の役割を定めたものであり、条例による事務処理の特例制度を活用して市町村が処理することとすることはできないとの回答があった。この3番目の権限についても、法制度上、移譲することはできないという回答である。

以上の文部科学省から頂いた回答と、松江市以外の各市町村教育委員会の考えや見解を踏まえると、松江市及び松江市教育委員会から要請のあった県費負担教職員の人事権の移譲の提案を現時点の状況において実現することは、現行制度のもとでは難しいものと考えられる。このような発言をした。

次に、今後の検討に当たってである。これまでの小委員会の場においては、松江市以外の市町村教育長からは、現行の異動ルールの見直しを検討すべきとの意見が多く寄せられ

た。この点についても小委員会の中で協議を重ねたが、松江市においては、松江市が提案する人事権移譲を進める中での検討であれば対応するとの考えが、一方、松江市以外の市町村からは、松江市が提案する人事権移譲の議論とは切り離して検討を行うのであれば対応するとの考えが多く寄せられ、平行線の状況となっていた。この点については、この両者の意見の相違は、人事権移譲に対する考え方の違いから生じるものであり、例えば小委員会を継続したり、別にワーキンググループを設定したりして、これ以上、議題をどう設定するのか、要は検討のテーマをどう設定するのかという議論を重ねても平行線のままであろうと思料している。

県教育委員会では、これまで県費負担教職員制度により市町村教育委員会の皆様の御意見もできるだけ尊重しながら、県内全域の教育水準の確保を図ってきた。今後とも島根の教育にとってどのような形が一番よいのかを考えていくこと、また、教職員の皆さんが安心して勤務に精励できることも重要と考える。こうした点を大切にしながら、今後とも松江市、そして各市町村及び市町村教育委員会の皆さんからの御意見、御提案を随時お聞きし、必要な検討を重ね、よりよい教育環境の整備に努めていきたい。以上のような発言をしたところである。

これに対し、私の発言の後に松江市の清水教育長から発言があった。今日の報告書の中でも松江市の主な意見という所で書いてあったが、例えば、先行している政令指定都市や大阪府豊能地区、そういったところの実態調査であるとか、前回の検討においてもワーキング会議の設置までいっている、こういったところへの対応をする考えはあるかというような趣旨の質問が中心であった。私からは、先ほど申し上げたことのやや繰り返しにはなるが、今後とも各市町村並びに各市町村教育委員会から御意見、御提案等があればそれを随時お聞きし、私どもとして必要な検討を重ねていくということをお答えしたところである。

私としては、そういったことでこの小委員会なり、人事権の移譲に関する全体会議というような事柄の進め方というのはこれで一旦終えて、この後、個別にさまざまな御提案があれば、それについては従来どおりこれからもしっかりとお聞きし、検討させていただくという形での対応をしっかり行っていきたいという趣旨で発言したものである。

○浦野委員 島根県はやはり東部、松江市・出雲市に人口も集中しているし、教職員も県東部を本拠地としている方が多くいると思う。県全体のことを考えると、県費負担教職員制度がしっかりと守られ、県どこに行っても教育水準が同じであるという、そういう教育

を子どもたちが受けられるということは、とても大事であるので、このたびはこういう運びになってほっとした。

○真田委員 今後の検討に当たってというところで、人事異動ルールの見直し等を他の市町村の教育長さんからまた要望があったりしたということであるが、もし、今後そういうような市町村からの要望があれば、また考えるのか。現行の人事異動ルールについて、ということだが。

○新田教育長 しっかりと検討していきたいと思うし、実質、これまでもいろんなやりとりの場は当然あるので、そういった中でどうにかならないかという議論は当然ある。ただ、やはり義務教育費国庫負担制度、県費負担教職員制度のもとで制度自体ができていますので、そういった意味ではやはり国で定める基礎定数のルールであったり、加配定数のルールであったり、そういった中で自由度がどこまで追求できるか。それから、今、浦野委員も言われたけれども、地域ごとの異動のルールみたいな話になると、そこにまたそれぞれの地域の実情もあるだろうし、場合によっては時代の変化ということに応じて、今のルールが適当かどうか。昔は適当だったけれども、今どうかというふうな視点も実際には出てくるのではないかと思う。そういった意味では、真田委員御指摘の点、御提案があれば、しっかりと検討していきたいと思う。

○真田委員 そのときに県全体の教育の水準がある程度保たれることと、それから教職員の方々が安心して勤務できるようなことがやはり重要であるので、その辺の視点を考えて御検討いただければと思う。

○木原学校企画課長 異動ルールなどについては、これまでも各市町村の御要望なども受けている。それから、先生方がどういったことで今、お困りなのかということも教育委員会などの、県のほうも通じてこちら受けているので、そういったところも十分考慮して、必要な検討を進めていきたいと考えている。

——原案のとおり了承

報告第2号 平成31年3月県立高校卒業者の就職内定状況及び平成31年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況について（教育指導課・特別支援教育課）

○江角地域教育推進室長 まず、県立高校の就職内定状況について説明する。2月の教育委員会会議で12月末時点のものを報告していたので、それを3月時点に時点修正したものである。

平成30年度だが、昨年度の卒業生が4,663人いて、そのうち、就職希望者が1,056人、割合は22.6%となっている。そのうち、内定を受け、4月から働いている方が1,051人いる。内定率は99.5%ということで、例年同様、99%台という非常に高い内定率となっている。現場の先生、そして各地域地域の支援機関の皆様方のおかげだと、大変感謝している。

現時点で未内定者の人数だが、5名の方がいるというふうに記しているけれども、今朝時点で確認したところ県内で1人決まったようであり、小計欄も4名になっている。

続いて、就職希望された方の県外、県内の割合だが、県外を希望された方26.7%、県内を希望された方が73.3%になっていて、この数字はここ数年、76%、74%、73%という感じで、例年並みの数字になっている。

○佐藤特別支援教育課長 続いて、特別支援学校の高等部の卒業者の進路状況について報告する。平成30年度の卒業生数は180名で、うち進学は6名である。内訳は、専攻科1名、大学が2名、専門学校2名、その他1名である。続いて、職業訓練は9名である。高等技術校が7名と県外の障害者能力開発校2名ということである。

続いて、就職は66名で、就職率は36.7%。近年高い数値となっている。内訳としては、製造業、小売業、福祉関係業務への就職が多く見られている。

続いて、障害福祉サービス等だが、これは福祉サービス事業所が運営している形態である。88名、48.9%となっている。その中で、就労継続A型は雇用契約を結ぶ形態で、最低賃金以上で雇用されているもので、10名である。就労継続B型は、雇用契約を結ばない形態で45名というふうになっている。就労移行支援は、2年間で一般就労を目指す形態で5名となっている。自立訓練、生活介護、その他は、障がい重い生徒が受けている福祉サービスであって、それぞれ8名、19名、1名となっている。

障害児施設は4名であるが、卒業後も引き続き措置、あるいは措置契約延長の形で在籍する。

入院は3名で、特別支援学校卒業後も引き続き治療が必要な生徒である。

未定の4名であるが、現在、引き続き就職活動をしている者が3名、それから、家庭の事情で進路を決めかねている者が1名ということだが、いずれも相談支援機関とつながっていて、引き続き学校もアフターケアをしていくことになっている。

○出雲委員 例えば、県外に本社を置く企業の内定が決まった場合、これは県外のカウントになるのか、県内のカウントになるのか。

○江角地域教育推進室長 本社が県外にある企業の、県内の会社（支社等）に就職した場

合は県内扱いで、逆に本社が県内にある企業の、県外の子会社（支社等）に就職した場合は県外扱いである。

———原案のとおり了承

報告第3号 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 概要として、3月6日に実施した学力検査について解答と得点状況を総括し、受検生の学力の傾向を示している。

全般の傾向だが、問題作成に当たって思考力、判断力、表現力等を問う問題を重視している。大体4割程度をそういう問題で構成している。傾向として2点報告させていただく。1点目、基礎的・基本的な事項についてはおおむね定着しているということは、高い正答率からも読み取れている。一方、2点目、課題であるが、何が問われているかを正確に読み取ったり、複数の知識・技能を結び付けたり、筋道を立てて考えや理由を説明したりする、いわゆる思考、判断、表現のところではまだ課題が見られると考えている。

以下、国語、社会、数学、理科、英語とそれぞれの事務局でまとめた傾向である。今申し上げた1点目、2点目、それぞれが記載されていると考えている。

新学習指導要領にも則った問題作成であり、この解答の傾向を見ながら今後も対策を進めていかなくてはいけないと思っている。

続いて、学力検査の得点状況についてである。平成29年度より各教科50点ずつの250点満点で問題作成している。すべて50点満点であることを御承知おきいただきたい。平成31年度を見ると国語が一番高く、数学が一番低い。総得点については、平成29年度、2年前とほぼ同じような点数になった。この3年間においての大きな変動はないものと思っている。

総得点の分布の状況あるいは各教科の得点分布の状況について、31年度の200点以上、これを上位者というか、高得点者とするならば、前年度、30年度に比べておおむね20人ほど増えている。一方で、100点未満の者は、前年度に比べて154人ほど増えている。ただ、全体的な受検生の減少というのもあるので、一概にここだけが膨らんだとは言えないことかと思っている。

各教科の得点分布だが、先ほど申したように、数学の平均点が低かったということもあって、数学の山が下のほうに来ているということは見ていただけるものではないかと思っている。一方で、総合は、過去3カ年ほとんど同じようなラインになっている。

続いて、各教科を担当する教員、中学校、高校それぞれで意識調査をした結果である。中学校からは101校、高校からは39校の回答を基に作っている。平均的が低かった数学について、もっと問題のレベルを下げるべきではないかというのは、中学校、高校からも言われているところであるし、問題の分量についても同じような御意見を頂いている。十分な検討を進めていきたいと思っている。

一方で、国語ではもっと問題のレベルを上げた方がいいのではないかという御意見も頂いている。こちらも参考にしたいと考えている。

中学校と高校で意識の差があると思われる所が何カ所か見てとれるが、高校の先生方におかれては、実際の受検生の受検の状況であるとか、あるいは採点を自分たちでなさっているという実感を込めた意識であるし、中学校の先生方はその解答の実態がお分かりにならないところでこの回答を求めているので、そこに差が出てくるのはやむを得ないことかなと思っている。

今後の予定についてである。各中学校長会、高等学校長会を通じて状況を把握している。高等学校長会の方からは特段の意見は頂いていない。中学校長会の方からは、先ほどの意識調査に準じた意見を頂いたところである。

この結果と分析については、例年は冊子化しているが、本年度、冊子化はせず、教育指導課のホームページ等でより焦点化、重点化した内容にしたものを公表しようと考えている。また、教育情報誌等を通じて周知を図っていききたいと考えている。これは、より多くの先生方に、中学校、高校の先生方にこの状況を見ていただいて、生徒たちに向き合っていただきたいという狙いからである。

また、中学校・高等学校教員を委員とする平成32年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱検討委員会において、また次年度の入試について検討する予定にしている。

○真田委員 得点分布を見ると、数学がうんと左のほうに寄っている。全国学力調査でも数学については何年間か点が出ていないということで非常に厳しいとは思いますが、この辺のところはやはり中学校の先生とか、中高の連携だと思いが、指導方法等いろいろ県教委もやっているが、なかなか成果が出てこないことの反省も含めて、問題のレベルを下げるということよりも、もう少し点が出るような形で指導していかなければいけないのではないかと思う。これが何年も続いているので、やはり中学校の校長会等でしっかりと考えていただかないといけないのではないかという感想を持った。やはり平均が18点というのは、あまりにも低いのではないかなという気がする。

○多々納教育指導課長 数学の平均が低かった要因は、基礎的な力とか数学そのものの力が低かったということももちろんあるとは思いますが、問題を解く上で時間が足りないというように関係しているのではないかと考えている。

また、身近な事柄や図形について、興味をそそって、関数を利用して処理する力等をどう使っていくのかというあたりも、中学校現場でもより一層高めていくよう、また高校とも共同しながらやっていくように、現場の方にもお願いしていくつもりである。

○浦野委員 学力検査について、保護者の方や子どもさんからの声も入ってきたが、やはり国語は簡単だったけれども数学は難しかったという声がほとんどで、数学はふだん得意としている子も難しかったとうなだれるぐらいの難しさだったというふうにあちこちから聞いている。この結果はある程度想定されていたものではないかなと思うが、その想定と大きく違った点みたいなことがあれば、お聞かせ願いたい。

○多々納教育指導課長 詳細について具体的なお答えはできないが、素因数分解といった用語の意味理解が曖昧な点がかがわれた等々、これは分かってくれているだろうという期待を持って問題を出しているのだが、用語理解が不明確で、なかなか期待どおりの回答までたどり着けていない。これを基礎学力と言ってしまうかもしれないが、やはりそういうところから丁寧に指導していく必要があるということは、問題を作成した者の感想としても頂いている。これは一例であるが、また持ち帰って検討させていただこうと思っている。

———原案のとおり了承

報告第4号 平成31年度全国学力・学習状況調査について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 この調査は4月18日に一斉実施となったものである。対象になった学年は小学校6年生と中学校3年生で、例年と変わらない。全数調査となっていた。

前年度と大きく違ったのは、中学校に英語が加わった点である。それから、例年だと国語A、国語Bという基礎力と応用力を問う問題が別々になっていたところが一つになったということである。その影響で、時間も短くなっている。例えば、小学校では、1科目が40分であったものが45分、であるので、昔は、前年度は80分で2つやっていたものが45分で1つというような形になったということ、大きな変更点であった。また、学校の質問紙の中の質問項目もかなり変わっていて、新学習指導要領を踏まえた求める力を意識するような内容となっていたと聞いている。

実施学校数については、ほぼ全校に実施していただいた。未実施の学校は、特別支援学校の中学部が1校だけで、体調不良の欠席があり実施できなかったと聞いている。

参加児童生徒数はおおむね5,700人強ということで、小学校、中学校しっかりと受験していただいたということである。

なお、結果については、7月下旬に国から届く。速やかに各学校あるいは市町村教委にお渡しして、分析に当たっていただこうと思っているとともに、県の学力調査を12月10日を基準に行わせていただき、PDCAサイクルをうまく回しながら、子どもたちの積み残しをしない、させないというような教育活動を進めていくつもりである。

○林委員 中学校の学力調査であるが、今回新たに英語が加わって、その中でも話す力の調査というのがあった。新聞報道の中に、今回、パソコンを使ってということだが、そのパソコンの環境等が合わなかったり、諸事情のことで5%の学校が見合わせたというような報道があった。県内でもそういうようなところはあったのか。

○多々納教育指導課長 県内ではそういったことはなく、すべての学校で非常に丁寧に実施していただいたという報告を受けている。

○林委員 分かった。翌日、東京の都内の学校での報告だったのだが、スピーキングのテストはできたのだが、パソコンへのダウンロードと環境設定だけで1台で1時間ぐらいかかった学校があって、数十台のところを確認するのに非常に時間と労務がかかったというような所もあったと聞いている。今までのように、読む、書く、聞くだけではなくて話すというところに今回調査が入ったというのは、外国語の学習に対しても非常に大事な力の定着になると思うので、そういった、学校があまり負担にならないよう、またかつ、全校ができるような形で文科省に要望していただければと思っている。

○多々納教育指導課長 貴重な御意見を頂いた。ICT環境の整備等も含めて、学校に負担が掛からないような要望は続けていきたいと思っている。

———原案のとおり了承

報告第5号 島根県生徒指導審議会委員の委嘱について（教育指導課）

○村本子ども安全支援室長 このたび、1名の委員の委嘱を行っている。氏名は福島俊介委員で、平成31年4月1日から平成33年に当たる2021年3月31日までの2年間を任期としている。審議会の構成、委員について資料に掲載している。

———原案のとおり了承

報告第6号 平成31年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部大臣表彰について（教育指導課・社会教育課）

○畑山社会教育課長 教育指導課分も一括して報告する。この表彰は、広く国民の間に子供の読書活動についての関心と理解を深めるため、すぐれた取組を行っている学校などを文部科学大臣が表彰するもので、学校・図書館・団体（個人）という3つの部門がある。県内の市町村教育委員会から県教育委員会へ推薦のあった学校等の中から、文部科学省に推薦する学校等を県教育委員会において選考、決定し、文部科学省において決定されるものである。各県からの推薦は、学校は3校以内、図書館は1館以内、団体（個人）も1団体若しくは1個人以内となっている。

平成31年度は、学校では、安来市立社日（しゃにち）小学校、大田市立大田小学校、奥出雲町立布勢（ふせ）小学校が、図書館では島根県立図書館が、団体では雲南市のこぐまちゃんくらぶボランティアが表彰された。表彰式は4月23日、子ども読書の日に東京で行われ、各小学校、県立図書館が出席された。

学校部門は、今回は全国で計138の小・中学校、高等学校、特別支援校等が表彰された。本県から表彰された小学校の1校目の安来市立社日小学校は、司書教諭が中心となり、多くの教科で系統的に学校図書館を活用し、児童に付けたい力や授業の進め方などを教職員間で共有しながら、情報活用能力が身に付くよう工夫を凝らして継続的に取り組んでおられる。2校目の大田市立大田小学校は、低・中・高学年担当の司書教諭3名を含む各学年教員と学校司書から成る図書館部を置いて、司書教諭、教科担当者、学校司書が連携して授業での活用を行うとともに、地域ボランティア、市立図書館とも連携した多様な読書活動に取り組んでおられる。3校目の奥出雲町立布勢小学校は、児童によって名付けられたドリーム図書館において、児童委員会を中心に様々な読書活動に取り組んでおられる。また、全学年で国語科を中心にして、読解力や情報活用能力の育成に取り組んでおられる。いずれの学校も県学校図書館活用教育研究事業指定校として、学校全体で学校図書館活用教育に取り組んでいる学校である。

図書館部門では、全国で47の図書館が表彰された。島根県立図書館は、図書館内に配置している読書普及指導員を保護者向けの講習会や幼稚園、保育所の職員向け研修会に派遣し、親子読書を中心とした子ども読書活動の普及啓発に40年にわたり継続して取り組んでいる。また、様々な子ども読書に関する図書を市町村に寄託等することで、学校図書館や

市町村立図書館等への資料支援も行っている。

団体（個人）部門は、全国で56の団体（個人）が表彰された。雲南市で活動する読書ボランティアグループ、こぐまちゃんくらぶボランティアは、毎月2回、雲南市立大東図書館で、童歌遊びや絵本の読み聞かせ等を、手づくり道具を使い乳幼児の参加者に楽しんでもらえるよう工夫しながら活動されており、図書館と連携した取組が地域に定着し、他の地域へも波及している。資料には、平成14年度以降表彰された学校・図書館・団体などを一覧にして記載している。

○浦野委員 こぐまちゃんくらぶボランティアの主な活動内容として「読み語り」と記載されているが、以前はよく「読み聞かせ」と聞いていた。この前、何かで送られてきた便りに、今までは「読み聞かせ」と書いてあったのに今回は「読み語り」となっていた。

「読み聞かせ」と「読み語り」とはどこか違うのか、それとも同じことを言っているのか、教えていただけたらと思う。

○畑山社会教育課長 基本的には同じである。ただ、「読み聞かせ」というと上から目線というニュアンス的な話であり、そういう意味で優しいニュアンスの「読み語り」を使っている方もいるということである。これは県立図書館の読書普及指導員に確認した。なお、県立図書館では「読み聞かせ」で統一している。

———原案のとおり了承